

議案第 4 4 号

久喜市個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例

久喜市個人番号の利用に関する条例(平成27年久喜市条例第39号)の一部を次のように改正する。

別表第1に次のように加える。

6 市長	久喜市子ども医療費支給に関する条例(平成22年久喜市条例第127号)による子ども医療費の支給に関する事務であって規則で定めるもの
------	--

別表第2の1の項中「又は医療保険各法」を「、医療保険各法」に改め、「医療保険給付関係情報」という。)の次に「又は公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律(令和3年法律第38号)による公的給付支給等口座登録簿への登録に関する情報(以下「公的給付支給等口座登録簿関係情報」という。))」を加え、同表2の項中「又は身体障害者福祉法」を「、身体障害者福祉法」に改め、「障害者関係情報」という。)の次に「又は公的給付支給等口座登録簿関係情報」を加え、同表3の項中「又は医療保険給付関係情報」を「、医療保険給付関係情報又は公的給付支給等口座登録簿関係情報」に改め、同表5の項中「公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律(令和3年法律第38号)による公的給付支給等口座登録簿への登録に関する情報」を「公的給付支給等口座登録簿関係情報」に改め、同表に次のように加える。

6 市長	子ども医療費の支給に関する事務であって規則で定めるもの	生活保護関係情報、医療保険給付関係情報又は公的給付支給等口座登録簿関係情報であって規則で定めるもの
------	-----------------------------	---

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

令和5年11月28日提出

久喜市長 梅 田 修 一

提案理由

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第9条第2項の規定に基づき、個人番号の利用に関し必要な事項を追加したいので、この案を提出するものであります。